

株式交換に関する事後備置書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2021 年 4 月 1 日

株式会社りそなホールディングス

株式会社関西みらいフィナンシャルグループ

2021 年 4 月 1 日

株式交換に係る事後開示事項

株式会社りそなホールディングス(以下「りそなホールディングス」といいます。)及び株式会社関西みらいフィナンシャルグループ(以下「関西みらいフィナンシャルグループ」といいます。)は、2020 年 11 月 10 日付で締結した株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)に基づき、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、りそなホールディングスを株式交換完全親会社、関西みらいフィナンシャルグループを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行いました。本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。 .

記

1. 本株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第 190 条第 1 号)

2021 年 4 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による
手続の経過(会社法施行規則第 190 条第 2 号)

- (1) 会社法第 784 条の 2(本株式交換の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定に基づく請求を行った関西みらいフィナンシャルグループの株主はありませんでした。

- (2) 会社法第 785 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

関西みらいフィナンシャルグループは、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定により、2021 年 3 月 1 日付で、関西みらいフィナンシャルグループの株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社であるりそなホールディングスの商号及び住所、並びに買取口座を電子公告にて公告いたしました。が、会社法第 785 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った関西みらいフィナンシャルグループの株主はありませんでした。

- (3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過

関西みらいフィナンシャルグループは、会社法第 787 条第 3 項及び第 4 項の規定により、2021 年 3 月 1 日付で、関西みらいフィナンシャルグループの新株予約権者に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるりそなホールディングスの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、会社法第 787 条第 1 項の規定による新株予約権の買取請求権を有する関西みらいフィナンシャルグループの新株予約権者はありませんでした。

- (4) 会社法第 789 条(債権者異議)の規定による手続の経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
(会社法施行規則第 190 条第 3 号)

- (1) 会社法第 796 条の 2(本株式交換の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換は簡易株式交換(会社法第 796 条第 2 項本文)に該当するため、会社法第 796 条の 2
の規定によりりそなホールディングスの株主による差止請求は認められておりません。

- (2) 会社法第 797 条(株式買取請求)の規定による手続の経過
りそなホールディングスは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関
する法律第 161 条第 2 項の規定により、2020 年 12 月 10 日付で、りそなホールディングスの株
主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である関西みらいフィナンシャルグ
ループの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交換は簡易株式交換(会
社法第 796 条第 2 項本文)に該当することから、会社法第 797 条第 1 項但書の規定により、り
そなホールディングスの株主には株式の買取請求権が認められておりません。

- (3) 会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過
該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則
第 190 条第 4 号)

本株式交換によりりそなホールディングスに移転した関西みらいフィナンシャルグループの普通
株式の数は 147,338,285 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第 190 条第 5 号)

- (1) りそなホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に
定める株主総会の承認手続を経ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の
規定に従い本株式交換に反対する旨を通知したりりそなホールディングスの株主は 1 名であり、
その請求に係る株式数は 169,900 株でした。
- (2) 関西みらいフィナンシャルグループは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、本株式交換契約
について、2021 年 2 月 19 日開催の臨時株主総会の決議によって承認を得ております。

(3) リそなホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる直前時における関西みらいフィナンシャルグループの普通株式の株主(但し、リそなホールディングスを除きます。)に対して、その保有する関西みらいフィナンシャルグループの普通株式 1 株につきリそなホールディングスの普通株式 1.42 株の割合をもって割当交付いたしました。なお、リそなホールディングスが、本株式交換に際して、割当交付した普通株式の数の合計は 209,220,364 株です。

(4) 本株式交換により増加したりリそなホールディングスの資本金及び準備金の額は次のとおりです。

資本金の額： 0 円

資本準備金の額： 会社計算規則第 39 条の規定に従いリそなホールディングスが別途定める額

利益準備金の額： 0 円

(5) 関西みらいフィナンシャルグループの普通株式は、2021 年 3 月 30 日付で、株式会社東京証券取引所市場第一部において上場廃止となりました。

以 上

東京都江東区木場一丁目5番65号
株式会社りそなホールディングス
取締役兼代表執行役社長 南 昌宏



大阪府中央区備後町二丁目2番1号

株式会社関西みらいフィナンシャルグループ

代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉

